

「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」
の公表について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 田口 豪

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、本年8月1日に以下2件の公表を行いました。

「令和7事務年度 証券モニタリング基本方針」

「証券モニタリング概要・事例集」

これらについては、例年公表を行っているところですが、本稿においては、これらの構成及び概要等についてご紹介します。

証券モニタリング基本方針

令和7事務年度（令和7年7月から同8年6月までの間を指します。）証券モニタリング基本方針は、以下の構成となっています。

1. 業務横断的な検証事項
2. 規模・業態別の主な検証事項
3. 証券モニタリングの主な検証事項の背景
4. 証券モニタリングの進め方
5. 検査結果の情報発信・その他の取組

本構成は、まず今事務年度の重点的検証事項（1.及び2.）を掲げ、これらの検証事項の背景となる、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等（3.）を記載する構成としております。「今事務年度、証券監視委はどういった角度で検査を行おうとしているのか」といった部分が、前半で明確に伝わる構成としています。

後半においては、従来から継続されている証券モニタリングの基本的な進め方（4.）や情報発信等（5.）について、その方針を掲載しています。

それでは、全体の概要についてご紹介します。

《1. 業態横断的な検証事項》

業態横断的な検証事項として、次の5つを掲げています。

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等
- ② 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえたサイバーセキュリティ対策の十分性や、デジタル化の進展に伴うシステ

ムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先管理を含む）の対応状況

- ③ ビジネスマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に係る内部管理態勢の定着状況
- ④ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- ※ 本文においては、①～④について、具体的にどういった視点で検証していくかも例示していますので、参照いただければ幸いです。

『2. 規模・業態別の主な検証事項』

本稿では、第一種金融商品取引業者（以下「第一種金商業者」という。）、金融商品仲介業者及び登録金融機関に係る主な検証事項を紹介します。

第一種金商業者関係及び登録金融機関に対する主な検証事項	
大手証券会社グループ	<ul style="list-style-type: none">◆ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況◆ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況◆ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況
外資系証券会社	<ul style="list-style-type: none">◆ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況◆ 我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況
ネット系証券会社	<ul style="list-style-type: none">◆ 不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況（インターネット取引可能な対面型証券会社を含む）◆ 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた外部委託先の管理態勢◆ 新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況
準大手証券 地域証券会社等	<ul style="list-style-type: none">◆ 持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況◆ 適合性原則への対応状況
FX業者	<ul style="list-style-type: none">◆ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況
金融商品仲介業者	<ul style="list-style-type: none">◆ 投資勧誘等の適正性◆ 所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性
登録金融機関	<ul style="list-style-type: none">◆ 投資勧誘等の適正性◆ 適合性原則への対応等内部管理態勢の整備状況

『3. 証券モニタリングの主な検証事項の背景』

本項目では、以下（1）～（3）のとおり、さまざまな角度から、金商業者等を取り巻く環境等の把握・整理を行っています。

（1）昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の検査・監督等を通じて判明した事項として、法令違反行為や不適切な業務運営等を行っている金商業者等が認められており、本稿では第一種金商業者について紹介します。

【第一種金商業者に対する証券モニタリング等を通じて判明した事項】

- ✓ 地域証券会社において、高齢顧客に対する国内株式の勧誘に関し、保有銘柄の売却や他銘柄への乗換取引による手数料獲得を目的として、売買銘柄の損益に関する虚偽告知や誤解表示を繰り返し行う行為、自主規制機関の検査で不適切な投資勧誘に係る指摘を受けたにもかかわらず、その後も同様の勧誘行為を繰り返している等、国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況が認められた。
- ✓ 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築の状況については、準大手・地域証券会社において、適合性の観点からのモニタリングが不十分であることに起因して、顧客属性に照らして不適切な勧誘を行っている等、内部管理態勢に不備がある状況等が認められた。
- ✓ 大手証券会社における売買審査に関し、自主規制機関が検知した不公正取引の疑いのある取引に係る調査に対して、所属するトレーダーの行った取引に係る不公正取引の調査等を行う立場であるにもかかわらず、内部調査が不十分であったほか、取引の状況に応じた合理的な抽出基準を検討・採用しておらず、抽出基準が合理的な閾値でないなど、売買管理態勢に不備が認められた。

（2）金商業者等を取り巻く環境等

- 顧客本位の業務運営の要請
 - 金商業者等が、顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に發揮していくことが引き続き重要。
- サイバーセキュリティリスクの高まり
 - サイバー攻撃による被害が継続して発生しており、金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が必要。
- 詐欺的な投資勧誘による被害額の拡大
 - SNS型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等において、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害額が拡大。
- 新たな金融商品の広がり
 - スタートアップ等への成長資金供給策の一環として、投資信託協会の規則が改正され、公募投資信託への非上場株式の組み入れが、適切な

審査の下、原則として純資産総額の15%を超えない範囲で可能。

➤ AML/CFTの重要性

- 金融機関は、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要であり、金融庁が「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定。

➤ 内部監査の高度化の重要性等

- 金融庁は、金融機関に内部監査の高度化を促すため、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表後、懇談会での議論等を踏まえ、報告書（2025）を公表。また、金融機関における不祥事の発生に関連して、「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」を公表。

(3) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

①顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける提言や金融商品取引法の改正を受け、次の法令改正等が行われた。

- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）が改正され、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務についての記載を追加（令和6年11月）。
- 投資信託・ラップ商品（投資一任契約）・仕組債について、顧客との利益相反の可能性に係る事項について顧客への情報提供を義務付けるため、金融商品取引業等に関する内閣府令等を改正（令和7年12月施行）。

②デジタル化の進展等への対応

- 金融商品取引法の改正により、金融商品取引契約の締結にあたり顧客の属性に応じた説明を義務付けるとともに、顧客への情報提供の媒体を顧客のデジタル・リテラシーに応じて「書面」又は「デジタル」とすることが選択可能（令和7年4月施行）。
- 金融庁が「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を策定し、「基本的な対応事項」「対応が望ましい事項」を明確化するとともに、監督指針を改正し、取締役会等がサイバーセキュリティの重要性を認識し同ガイドラインを踏まえて必要な態勢を整備しているかに留意して検証する旨を追加（令和6年10月）。

③資産運用の高度化・多様化

- 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正され、原則としてプロ投資家を対象とする非上場有価証券の仲介業務に特化し、金銭の預託を取引の決済に必要な範囲でのみ受ける場合には、第一種金融商品取引業の登録要件が緩和されたほか（上記は令和7年5月施行）、非上場有価証券のみを取扱う私設取引システム（PTS）について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能となった（令和6年11月施行）。

④投資詐欺・無登録業者等への対応

- 「国民を詐欺から守るための総合対策」を踏まえ、金融庁は「SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置。
- 金融商品取引法等ガイドライン・監督指針の改正により、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告等を入口として金融商品取引契約に誘い込む行為を行う場合には、一連の行為が違法行為に該当し得ることが明確化。

『4. 証券モニタリングの進め方』

証券モニタリングの対象業者数は、延べ8,800者にも及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しています。

このため、効率的・効果的な証券モニタリングを行うべく、今後も、金融庁関連部局等と連携し、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続とともに、以下のような状況である場合を中心に検査を実施することとしています。

- 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性など実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めています。

また、本文では、検査手法として以下について記載しています。

- デジタルフォレンジックを用いた深度ある検証を実施する
- 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し検査を実施する
- 単に問題点の指摘を行うにとどまらず、実効性ある再発防止策の策定につながるよう、問題の全体像を把握し発生原因の究明を行っていく
- 問題点が顕在化していないなくても業務運営態勢等の改善が必要な場合には、「留意すべき事項」として証券監視委と検査対象先とで問題意識を共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく

『5. 検査結果の情報発信・その他の取組』

検査を通じて把握した問題点等については、金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組を促しています。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも伝わるよう、次に紹介する「証券モニタリング概要・事例集」等により、情報発信に努めています。

証券モニタリング概要・事例集

今事務年度の「証券モニタリング概要・事例集」は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

- I. 証券モニタリングの基本的な考え方
- II. 令和6事務年度証券モニタリングの概要
 - 1 令和6事務年度証券モニタリング基本方針の概要
 - 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況
 - 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等
 - 監視委コラム「インターネット取引における不正アクセス・不正取引を含むサイバー攻撃に注意！」
- III. 検査指摘事例

本構成は、まず、(I.)で証券モニタリングの基本的な考え方や進め方を示し、次に、(II.)において、昨事務年度はどのような方針で検査を進めていき(II.1)、その結果、どのような問題点等が認められたのか(II. 2 & 3)といった流れが把握できる構成とし、最後に、(III.)において過去の検査指摘事例を掲載しています。

具体的には、(I.)において、令和2年6月に策定・公表を行いました「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要として、主に以下の内容を記載しています。

- 監督部局等と連携し、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施
- 法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握や根本原因の究明にも取り組む
- 証券モニタリングの方針や重点事項は、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく

次に(II.)において、「令和6事務年度証券モニタリング基本方針」の概要を記載し(II. 1)、当該基本方針等に基づき検査を行った結果として、検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況(II. 2)及び無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等(II. 3)を記載しています。

そして最後に、過去(令和2事務年度～令和5事務年度)の検査指摘事例(裁判所への禁止命令等の申立て事例を含む)を掲載しています。

本稿では、令和6事務年度の検査の結果に基づく勧告・指摘等の概要について紹介します。詳細につきましては、本文を参照いただければ幸いです。

【令和6事務年度証券モニタリングの概要】

検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

- 令和6事務年度は、着手ベースで88者に対して検査を実施
- 前事務年度からの継続分も含めて、79者について検査終了
 - 勧告：4者
 - ① 国内株式営業に係る虚偽告知・誤解表示【第一種金商業者】
 - ② 顧客のために忠実に投資助言業務が行われていない状況 等【投資助言・代理業者】
 - ③ 忠実に投資運用業を行っていない状況【適格機関投資家等特例業務届出者】
 - ④ 虚偽の届出 等【適格機関投資家等特例業務届出者】
 - 通知：33者
- ※ この中から、証券会社も含めた主な指摘事例の概要等を掲載

そのほか、監視委コラム「インターネット取引における 不正アクセス・不正取引を含むサイバー攻撃に注意！」として、以下の内容も記載しております。

- 金商業者等のビジネスにおいて、ITシステムへの依存度がますます高くなっている中、サイバー攻撃被害のリスクは年々高まっている。
- 特に、証券会社のインターネット取引サービスに関して、不正アクセス・不正取引による被害が急増。勝手に被害者口座の株を売買して株価をつり上げ、加害者が保有している株を売却することで利益を得たとみられる点で従来とは異なる新しい手口であったほか、ID・パスワードを盗み取るフィッシングの手法も巧妙化している。
- 投資者の皆さんのが被害に遭わないために、見覚えのある送信者からのメール等であってもメッセージに掲載されたリンク先を開かない、金商業者等が提供するセキュリティ強化機能を有効にする、マルウェア対策ソフトを最新にするなどの点にご留意いただきたい。
- 証券監視委は、深度ある検証を通じて、金商業者等に対して実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢の構築を促していく。

以上「令和6事務年度 証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」についてご紹介しましたが、これらについて、金商業者等の皆様に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組等の一助になりましたら幸いです。

【以上】